

○資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動

一

別表第一号から第六号までに掲げる貨物のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体(政府機関及び政府関係機関を含む。)に対する供給、販売若しくは移転又は当該貨物のイランにおける製造若しくは使用

二

別表第七号から第九号までに掲げる技術のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体(政府機関及び政府関係機関を含む。)に対する供給、販売若しくは移転又は当該技術のイランにおける使用

別表

一 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物(ただし、同項の中欄(一)に掲げる貨物のうち、低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの及び同項の中欄(二)に掲げる貨物のうち、軽水炉のための機材を除く。)

二 輸出貿易管理令別表第一の三の項の中欄に掲げる貨物のうち、(二)7に掲げる貨物(六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。)及び(二)9に掲げる貨物(ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。)

三 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物(ただし、同項の中欄(一の二)に掲げる貨物のうち、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)第三条第一号の三に掲げる仕様のものを除く。)

四 ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置

五 電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を

同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置

六 ニトロアミン類、トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であって、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）

七 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の二の項の中欄及び四の項の中欄に掲げる技術（ただし、第一号及び第三号において除かれている輸出貿易管理令別表第一における貨物に係る技術については、この限りでない。）

八 外国為替令別表の三の項の中欄（二）に掲げる技術のうち六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁及びウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに係る技術

九 第四号から第六号に掲げる貨物に係る技術